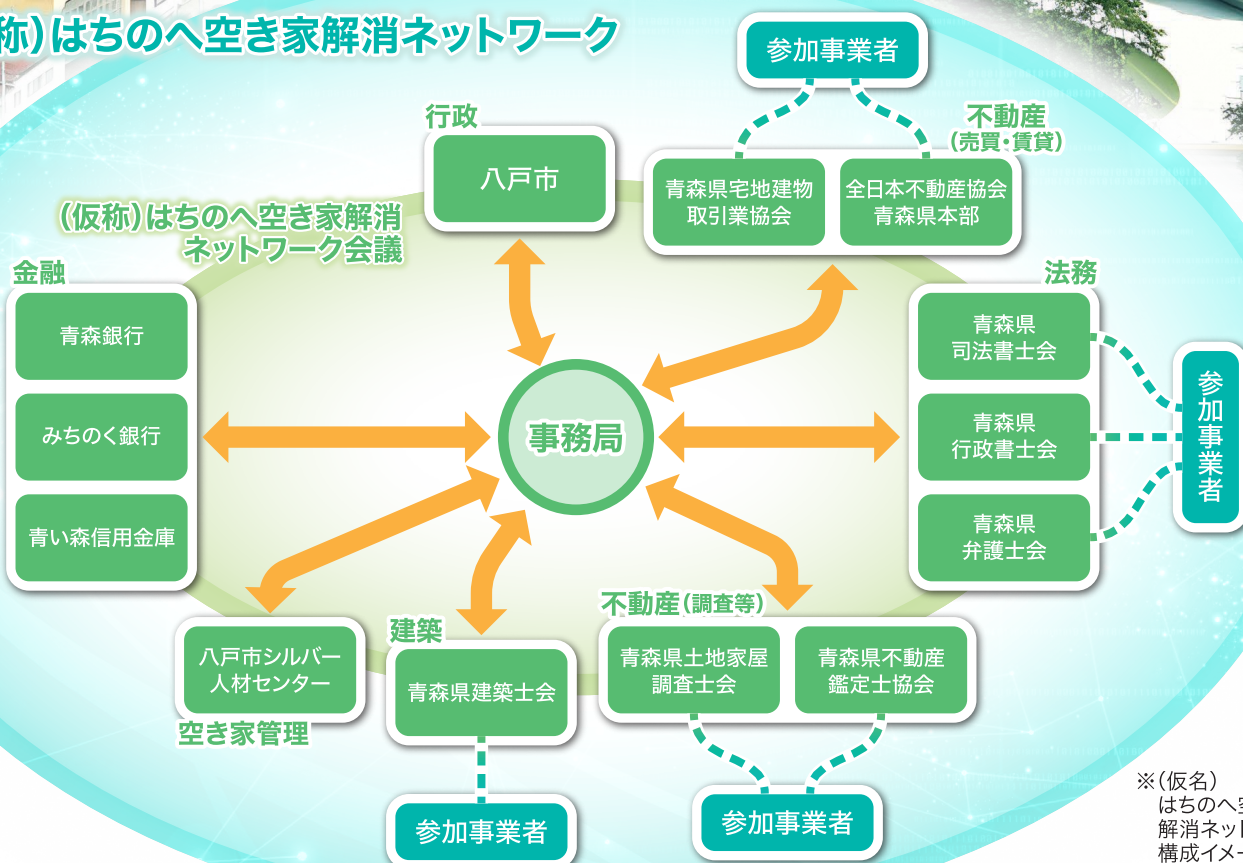


# (仮称)はちのへ空き家解消ネットワーク

## 参加事業者募集

### (仮称)はちのへ空き家解消ネットワーク



※(仮名)  
はちのへ空き家  
解消ネットワーク  
構成イメージ図

2018年度より市で行っている「はちのへ空き家再生事業」の空き家実態・意向調査で得た空き家情報を活用し、空き家所有者と民間事業者を繋ぎ、所有者の意向に応じた解決策を提案することで空き家の利活用・解消を促進することを目的としています。

#### 参加事業者の業務

ネットワーク事務局より打診された案件について貴社の専門知識と経験をもって対応頂き、空き家所有者の意向に沿った解決をすること。  
(本活動は所有者との間で費用面での合意をもって進めるものである。)

#### 参加のメリット

- ネットワークの活動を通じて専門知識と経験を活かしたビジネスの機会を得られます。
- 市が調査で把握した空き家の所有者等の情報を提供します。

#### 申し込み方法

「はちのへ空き家解消ネットワーク事業者登録申込書」及び「個人情報に関する誓約書」の提出

#### 参加条件

- ネットワーク構成団体の会員であり、八戸を管轄する支部等に所属していること。
- 宅地建物取引業者においては、八戸市の実施する空き家バンク協力事業者に登録すること。
- 初回相談は無料(時間制限可)で対応すること。
- ネットワーク事務局へ対応案件の進捗状況や問題等の有無について規定の方法により報告すること。  
(ネットワーク内での情報共有は、原則としてEメールを使用すること。なお、将来的には効率化するためにITツール【グループウェア】の活用を想定しています。)